

指定給水装置工事事業者の皆様へ

熊谷市水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日から 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

●「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日から施行され、指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制が導入されます。指定の有効期間が従来の無期限から5年間となり、指定の更新がされない場合は失効となります。
※現行制度で指定を受けている工事事業者の皆様は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますのでご注意ください。(下表参照)

指定を受けた日	有効期間	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	1年	令和元年9月30日～令和2年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2年	令和元年9月30日～令和3年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	3年	令和元年9月30日～令和4年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	4年	令和元年9月30日～令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	5年	令和元年9月30日～令和6年9月29日

初回更新の申請期間については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に別途通知いたします。
※なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意ください。

●指定更新の要件は新規指定と同様となります。

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●指定更新審査手数料

- ・1件につき、10,000円(非課税)

●更新申請に必要な書類

- ・指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び
配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせ
水道課給水係 TEL:048-520-4136